

## 学校（園）感染症による出席停止のお知らせ

下記の疾病にかかっているか、またはその疑いがあります。つきましては、学校保健安全法第 12 条の規程に準じ出席を停止してください。なお、主治医の診断を受け登園の許可がおりましたら、下記の登園許可書を主治医に記入してもらい提出してください。

幼保連携型認定こども園 常葉大学附属たちばな幼稚園

種	伝染病名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない)
1	病名 ( )	治癒するまで
2	インフルエンザ	発熱後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日間
	百日咳	特有の咳が消える、または、5 日間の抗菌性物資製剤による治療終了まで
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	腫れが出た後、5 日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹 (3 日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹痂皮化するまで
	咽頭結膜炎 (プール熱)	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	マイコプラズマ肺炎	
	溶連菌感染症	
	流行性嘔吐下痢症	
	その他の伝染病 ( )	

※学校保健安全法 19 条には、「校長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかる恐れのある児童等があるときには、政令で定めるところにより、出席を停止することができる」と定められています。

※第 2 種のインフルエンザについては鳥インフルエンザ (H5N1) 及び新型インフルエンザ等を除くこととします。

キ リ ト リ

### 登 園 許 可 説 明 書

\_\_\_\_\_ ぐみ 氏名 \_\_\_\_\_

1 病名を○で囲んでください。

第一種	病名 ( )
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜炎 結核
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 マイコプラズマ肺炎 溶連菌感染症 流行性嘔吐下痢症 急性角結膜炎 その他の伝染病 ( )

2 出席停止期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記に者の病気は感染するおそれなくなりましたので、登園しても差し支えないものと認めます。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名

医師名

印